

令和6年度 部活動等支援事業募集要項

【実施主体】

公益財団法人熊本県立劇場（以下、「財団」という。）

【目的】

学校等の部活動またはサークル活動に対しホール使用料を助成することで、青少年の芸術文化活動を支援します。

【申請資格】

熊本県内の小・中・高等学校及び専門学校、大学等の部活動・サークル活動、または熊本県内に拠点を置く学生を主体とする地域クラブ（以下、「主催者」という。）とします。

【支援の対象】

(1) 要件

熊本県立劇場のコンサートホールまたは演劇ホールを使用し、舞台芸術（音楽、演劇、舞踊、伝統芸能）の無料公演または練習を行うものとします。

(2) 対象となる日

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。

【支援の内容】

財団は、支援を受ける主催者に対し、以下のことを行います。

熊本県立劇場ホール使用料の2分の1の額（限度額8万円（税込）、附属設備使用料を除く）を助成します。

【支援の制限】

同一団体が、期間内に支援を受けられる回数は、1回とします。

【対象団体の募集期間について】

実施時期により、上半期と下半期に分けて募集します。

上半期分募集（令和6年4月～9月に実施するもの）：令和6年3月10日～

下半期分募集（令和6年10月～令和7年3月に実施するもの）：令和6年8月中旬～

※予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。

【申請手続】

支援を希望する主催者は支援事業申請書（別記様式第1号）を財団に提出してください。

提出方法はメールまたは郵送を原則とします。

【支援対象の決定及び通知】

財団は、支援事業申請書の受理後、書類審査のうえ支援団体を決定し、その結果については、主催者に採択通知（別記様式第2号）によりメールまたは郵送にて通知します。

【支援対象の内容等の変更及び取下】

(1) 内容変更、取下の申請

採択通知を受けた主催者は、下記のいずれかにあたっては、メールもしくは書面で財団に提出することとします。

- ① 支援対象公演（練習）日程等、内容を変更するとき
- ② 支援事業申請書に記載された代表者を変更するとき
- ③ 申請を取り下げるとき

【実績報告書の提出】

主催者は、支援対象公演(または練習)終了後速やかに実績報告書(別記様式第 3 号)を作成し、使用日の翌月末まで(ただし 3 月実施分は 4 月 5 日まで)に財団に提出してください。原則として、期限内に提出がないものについては助成取消とします。

【助成金額の確定及び通知】

財団は、実績報告書を受理した場合において、これを審査し、当該支援対象のホールリハーサルの実績が採択決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(別記様式第 4 号)により、主催者へ通知します。

【助成金の請求】

主催者は、助成金額確定通知書を受けた後、速やかに助成金請求書(別記様式第 5 号)を財団に提出し、助成金を請求することとします。

【助成の取り消し】

主催者が虚偽の申請を行った場合及び留意事項を遵守しなかった場合は、助成を取り消します。

【お問合せ】

(公財)熊本県立劇場 部活動等支援事業係

〒862-0971 熊本市中央区大江 2-7-1

TEL: 096-363-2235

MAIL: bosyu@kengeki.or.jp